



国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973

口座振替には、当月分保険料を当月に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、まとめて前払い（前納）すると年金保険料が割引になる「6か月前納」「1年前納」「2年前納」があります。

口座振替をご希望の方は、年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、年金事務所またはうきは市役所にお申し出ください。



新たに令和5年4月から口座振替での前納をご希望の方は、

令和5年2月28日（必着）までに書類等に不備がない状態で年金事務所にお申し込みください。

うきは市役所にてお申し込みいただく場合は、

令和5年2月22日までにご提出ください。期日を過ぎると割引になりません。（継続の方は、変更がなければ申込みの必要はありません）

※保険料が一部免除された方は、口座振替の前納制度をご利用いただけません。

※初めて口座振替で前納制度をお申込みされた場合は、直前の1カ月分の保険料が未納の場合、前納保険料額と同時に振替となりますので、残高不足とならないようご注意ください。残高不足で口座からの振替ができなかった場合は、次の振替日（2年前納、1年前納の場合は翌年4月末）までの間、割引が無い翌月末振替になります。

令和5年度就学援助申請の受付を開始しました

学校教育課学事係 ☎75-4950

就学援助制度は、小中学校で必要な学用品や給食などにかかる費用をうきは市がサポートする仕組みです。給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費など教育を受けさせるのに必要な費用が支給されます。就学援助制度を希望される方は申請が必要です。申請をして、認定された場合は就学援助を受けることができます。

※申請は**毎年度必要**です。現在援助を受けている方も、お子さまの学年が変わるたびに申請が必要です。

■**対象者**：小学生または中学生がいる世帯で、次のいずれかにあてはまる世帯。

- ①生活保護の停止、または廃止になった世帯で学費に困っている世帯。
- ②世帯全員の市町村民税が非課税もしくは減免されている世帯。
- ③国民年金の掛金が全額免除されている世帯。
- ④児童扶養手当の全額支給を受けている世帯。
- ⑤保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情で生活状態が急激に悪化したと認められる場合。



申請受付：令和5年1月～ **申請場所**：お子さまが通学している学校

※令和5年4月に新小学1年生、新中学1年生になる児童生徒が対象で、入学前に入学用品費の支給を受けたい方は令和5年2月25日までに申請書の提出をお願いします。認定された場合、支給は3月下旬を予定しています。